

役員退職手当支給規程

(総則)

第1条 一般財団法人児童健全育成推進財団（以下、財団という。）の役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。但し、役員が一般財団法人児童健全育成推進財団定款第24条第1項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当を支給しない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、支給の事由が発生した日から2か月以内に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員が退職し、または解任された日におけるその役員の俸給月額に別表の区分に従い、当該在職期間に定める割合を乗じて得た額とする。但し、支給率は60月を上限とする。

2 在職期間に1年未満の端数がある場合には、別表の区分間の差額により月割をもって計算する。

3 前項の規定による退職手当の額は、役員の職務内容や職務実績に応じて、理事会の承認を得、これを増額し、又は減額することができる。但し、増額する場合には、評議員会の承認を得なければならない。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項の規定において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

3 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員としての引き続いた在職期間による。

4 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から計算し、退職又は解任された日の属する月までの年月数による。

(再任等の取扱)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみ

なす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第6条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第7条 第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民票の写その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(期間の計算)

第8条 退職手当の期間の計算は、月は月の対応日によるものとし、日を月に換算する場合は、20日をもって1月とする。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた円未満の端数は、これを1円に切り上げるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般財団法人児童健全育成推進財団の設立の登記の日から施行する。

別表

退職手当支給率

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1年以上	1ヶ月	12年以上	20ヶ月	23年以上	40ヶ月
2年以上	3ヶ月	13年以上	21ヶ月	24年以上	42ヶ月
3年以上	4ヶ月	14年以上	23ヶ月	25年以上	44ヶ月
4年以上	6ヶ月	15年以上	24ヶ月	26年以上	46ヶ月
5年以上	7ヶ月	16年以上	26ヶ月	27年以上	48ヶ月
6年以上	9ヶ月	17年以上	27ヶ月	28年以上	50ヶ月
7年以上	10ヶ月	18年以上	29ヶ月	29年以上	52ヶ月
8年以上	12ヶ月	19年以上	30ヶ月	30年以上	55ヶ月
9年以上	13ヶ月	20年以上	34ヶ月	31年以上	57ヶ月
10年以上	17ヶ月	21年以上	36ヶ月	32年以上	59ヶ月
11年以上	18ヶ月	22年以上	38ヶ月	33年以上	60ヶ月 (据置)